

令和6年4月1日

飯塚市建設工事指名競争入札参加者指名基準の特定建設業許可を条件とする設計金額の見直しについて

飯塚市建設工事指名競争入札参加者指名基準の専門工事における特定建設業許可を条件とする設計金額を以下のとおり見直します。

なお、指名については、特定建設業許可とあわせて、監理技術者を専任で配置できることが条件となります。

- 特定建設業許可を条件とする設計金額（税込）

【現行】

設計金額 7,000 万円以上

↓

【改正】

設計金額 9,000 万円以上

令和6年4月1日

変動型最低制限価格算定方法の見直しについて

変動型最低制限価格の算定方法に関し、現状では算定数が2から5までの場合の算定方法を以下のとおり見直します。

○ 変動型最低制限価格算定方法（算定数2から5の場合）

【現行】

算定対象の入札の数が2から5までのときは、その数とし、算定数分の入札について、入札金額の平均額を求め、その額を入札平均額とする。

↓

【改正】

算定対象の入札の数が2から5までのときは、最も低い入札金額を最低制限価格とする。